

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の 本格実施に向けた関係条例の一部改正について

### 1 趣旨

令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が制度化され、令和8年4月1日から本格実施されます。

当該事業の実施に当たり必要となる事項を定めるため、関係条例の一部を改正するものです。

### 2 乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）概要

こども基本法に定められている「全ての子どもの権利を守る」という基本理念に基づき、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために整備される新たな制度です。

保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象とし、通常の幼児教育・保育及び一時預かり事業に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用することが可能となります。

### 3 条例改正が必要となる理由

事業の実施に当たり、事業者は、市から児童福祉法に基づく「認可（事業を行うための資格を得る手続き）」及び子ども・子育て支援法に基づく「確認（公的な給付（公費投入）の対象となるための手続き）」を受ける必要があります。市は、そのための基準を新たに定める必要があることから、次の2つの条例を改正するものです。

#### (1) 認可の基準

厚木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### (2) 確認の基準

厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

### 4 改正の内容

#### (1) 厚木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

##### ア 事業の設備及び運営の主な基準

市で定める基準は、条例により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号、令和7年1月14日公布、令和7年4月1日施行）及び建築基準法をもってその基準とします。

なお、その主な内容は次のとおりとなります。

##### (ア) 一般型（在園児合同及び専用室独立実施）の場合

###### a 設備基準

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| (a) 0歳児 乳児室      | 1.65m <sup>2</sup> /人 |
| (b) 1歳児 ほふく室     | 3.3m <sup>2</sup> /人  |
| (c) 2歳児 保育室又は遊戯室 | 1.98m <sup>2</sup> /人 |

- b 職員配置基準（年度初日の前日における満年齢を基準とします。）
- (a) 乳児 おおむね3人につき職員1人以上
  - (b) 満1歳以上満3歳未満 おおむね6人につき職員1人以上
  - (c) 保育士又は子育て支援員研修等を修了した者であり、半数以上は保育士であること
  - (d) 最低2人の職員を配置すること（条件を満たすとき1人とすることができます。）
  - (e) 専任職員を配置すること（条件を満たすとき専任職員を1人とすることができます。）

(イ) 余裕活用型の場合

保育所などの施設類型ごとに定める基準条例に則し、在園することも及び当事業を利用することもを合わせた人数に応じ算出した職員数

※ 職員配置について、通常保育や一時預かりと兼任する場合、それぞれの事業で専任要件がある場合、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできません。

イ 施行日

公布の日（令和7年12月22日予定）

(2) 厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

ア 運営に関する主な基準

市で定める基準は、条例により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（内閣府令・令和7年度11月上旬公布予定、令和8年4月1日施行予定）をもってその基準とします。

なお、その主な内容は次のとおりとなります。

(ア) 利用定員に関する基準

(イ) 運営に関する基準

- a 面談
- b 正当な理由のない提供拒否の禁止
- c 支払
- d 記録の整備等

イ 施行日

令和8年4月1日（予定）

## 5 その他

(1) 条例改正の時期について

令和7年9月16日付けこども家庭庁通知において、認可基準条例及び運営基準条例については、改正法の施行に向けた準備行為を行うことを踏まえると、本年12月の議会での制定が必須であるとされています。

(2) 市民参加手続きについて

市民参加条例第6条第7項第3号の規定に基づき、市民参加手続きは省略します。